

○関ヶ原町指定訪問看護事業運営規程

平成15年4月1日
訓令甲第14号の4

(総則)

第1条 この訓令は、関ヶ原町（以下「本町」という。）が開設する指定訪問看護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営その他必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、事業所の看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要と認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業所の看護師等は、要介護者的心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持及び回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援するものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療及び福祉サービス機関等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 関ヶ原町訪問看護ステーション
- (2) 所在地 関ヶ原町大字関ヶ原2490番地の29

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員（以下「職員」という。）の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤、看護師と兼務）

管理者は、事業所の職員の管理、指定訪問看護の利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問看護の提供に当たる。

- (2) 看護師等 看護師 8名

准看護師 1名

理学療法士 1名

看護師等は、訪問看護計画及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護の提供に当たる。

2 職員は、法令に規定する範囲内で事業所の他の職種の職員又は本町の他の機関の職員と兼ねることができる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 前項の規定にかかわらず必要があるときは、同項に規定する営業日以外の日及び営業時間以外の時間においても指定訪問看護の提供を行う。また、電話等により24時間常時連絡が可能

な体制とする。

(指定訪問看護の内容)

第7条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状及び障害の観察
- (2) 清拭及び洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排せつ等日常生活の世話
- (4) じよく創の予防及び処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第8条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 事業所から片道おおむね5キロメートル未満 200円
- (2) 事業所から片道おおむね5キロメートル以上10キロメートル未満 300円
- (3) 事業所から片道おおむね10キロメートル以上 400円

3 エンゼルケアの処置料は、1回につき5,000円とする。

4 利用者の都合により、当日の利用を中止した場合、キャンセル料として、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額を徴収する。ただし、利用者の体調不良等、正当な理由がある場合は、この限りでない。

5 前4項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施区域)

第9条 通常の事業の実施区域は、本町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 看護師等は、指定訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(苦情対応)

第11条 事業所は、苦情対応の窓口責任者を配置し、患者又はその家族から苦情または相談があつた場合には、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(身体的拘束等について)

第13条 事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わない。

2 事業所は、緊急やむを得ない場合、その際の利用者の心身状況及び理由等を記録する。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るため研究及び研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

5 この訓令に定める事項のほか、運営に関する重要事項は町長が定める。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年訓令甲第13号の6）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年訓令甲第9号の4）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令甲第20号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年訓令甲第10号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年訓令甲第31号）

この訓令は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成23年訓令甲第8号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年訓令甲第27号）

この訓令は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成27年訓令甲第13号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年訓令甲第24号）

この訓令は、平成27年8月3日から施行する。

附 則（平成29年訓令甲第63号）

この訓令は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（令和3年訓令甲第29号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年訓令甲第139号）

この訓令は、令和4年10月26日から施行する。

附 則（令和6年訓令甲第30号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。